



## 第2章 本契約の目的

- 本契約の目的は、貴社とサンエーとの間で、貴社が本契約の締結を希望する商品（以下「商品」という。）の供給を、サンエーが本契約の締結を希望する商品（以下「商品」という。）の供給を受けることとする。
- 前各項の規定にかかわらず、旧契約に定める残存義務が存する場合には、その効力は本契約の該当規定に置き代わって存続する。

### 第39条(存続条項)

- 本契約が解除または失効された場合でも、それ以前に成立した個別契約の効力並びに当該個別契約に適用される本契約の効力は存続する。
- 本契約の解除後または失効後においても、第15条から第17条、第23条から第26条、第31条、第34条、第36条および第41条の各規定は、その効力を存続する。

## 第13章 その他

- 第40条(協議解決)

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義の事項が生じた場合、サンエーおよび貴社は信義誠実に協議し、解決を図るものとする。

- 第41条(管轄裁判所)

本契約または個別契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

- 以上、契約の成立を証するため本契約書を2通作成し、サンエーおよび貴社は次に記名押印のうえ各1通を保管する。

- 平成 年 月 日

サンエー		
(本 店)	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	
(商 号)	株式会社サンエー・インターナショナル	
(代表者役職氏名)	代表取締役社長 三宅正彦	<span></span>
		サンエー印

貴 社		
(本 店)		
(商 号)		
(代表者役職氏名)		<span></span>
		貴社印

	収入印紙	
貴社印	4,000円	サンエー印
	貼付	

## 取引基本契約書

- 秘密情報の提供を受けた後に、自らの責に帰し得ない事由により公知となった情報

秘密情報の提供を受けた後に、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
秘密情報の提供を受けた後に、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に知得した情報

- 第27条(再委託の制限)

貴社が本契約および個別契約の目的物の全部または一部の製造または加工を第三者に委託する場合には、事前にサンエーに申出てサンエーの書面による承諾を得るものとする。

- 第28条(権利義務の譲渡の禁止)

サンエーまたは貴社は、相手方の書面による承諾を得なければ、次の各号の行為を行ってはならない。
本契約または個別契約上の債務の全部または一部を第三者に履行せしめること
本契約または個別契約上の金銭債権その他債権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供すること

- 第29条(届 出)

貴社は、サンエーとの取引の開始にあたって、会社経歴書、会社案内、会社登記簿謄本(3か月以内に発行されたものに限る)、銀行口座振込依頼書、委任状(貴社が代理店の場合に限る。)、所定様式の会社実態調査票その他サンエーが依頼した書類を届出る。
- 前項のほか、貴社は、サンエーが定期または随時に依頼する調査票等の提出に協力する。
- 前各項の届出内容または提出内容に変更が生じた場合、貴社は遅滞なく直ちにその旨をサンエーへ書面により通知する。

- 第30条(事前通知)

前条第3項の規定にかかわらず、貴社に、合併、増資、減資、解散、代表者の変更、事業の全部または一部の譲渡またはその他重要な資産もしくは事業の状態に著しい変動をきたす可能性があるときには、貴社は事前に書面によりサンエーに通知する。

- 第31条(製造・販売の禁止)

サンエーおよび貴社は、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に対して相手方の図面、仕様書、貸与品、支給材料(所有権がサンエーに留保されているものに限る。本条において以下同じ。)、支給関係品および知的所有権等による製品等の製造および販売を行ってはならない。

### 第10章 契約解除

- 第32条(契約解除)

サンエーまたは貴社は、相手方に次の各号の事由が一つでも生じた場合、何等の通知催告をしなくとも、当該相手方に対して本契約または個別契約の全部または一部を解除することができる。
本契約または個別契約に定める義務の一に違反したとき
破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てがあったとき
清算手続に入ったとき
手形または小切手を不渡りにしまたは一般の支払いを停止したとき
差押え、仮差押え、仮処分または競売の申立てがあったとき
関係官庁から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
公租公課の滞納処分を受けたとき
前各号のほか債務の履行が困難と認められる相当の事由があるとき

  - サンエーまたは貴社は、自己に前項各号の事由が一つでも生じた場合には、相手方に対する一切の債務につき、相手方から何等の通

- 貴社は、前項の滅失、毀損または変質の原因が貴社に帰すべき場合、サンエーの指示に従い貴社において補修、代品提供または損害賠償するものとする。
- サンエーは貴社に対し、保管責任者として支給材料、支給関係品および貸与品について貴社またはサンエーを受取人とする損害保険を貴社の負担において付保するよう指示することができる。

### 第8章 知的所有権

- 第23条(許 諾)

貴社は、本契約および個別契約の履行のためサンエーから別途実施または使用を許諾された意匠権、商標権、著作権等およびそれらを受ける権利(以下「知的所有権」という。)並びに営業秘密またはノウハウ等(以下知的所有権と合わせて「知的所有権等」という。)につき、善良な管理者の注意義務をもってこれを管理し次の各号を遵守する。
本契約および個別契約の履行以外の目的で実施または使用をしない。
サンエーの書面による事前承認がない限り複写、第三者に対する閲覧、貸与、開示、漏洩、提供、実施許諾および使用許諾をしない。
知的所有権等の出願および登録等を行わない。

- 第24条(成果の帰属)

サンエーが貴社に提供した情報(以下「提供情報」という。)、またはサンエーが別途実施または使用を許諾した知的所有権等に基づき製作された目的物またはこれらに基づく目的物の製造方法に関連して、貴社または貴社の使用人が、発明、考案、意匠、著作物(プログラムの著作物および二次的著作物を含む。)、ノウハウその他の技術的成果の創作(以下「発明等」という。)を行った場合、貴社は直ちにその内容および経緯等を書面によりサンエーへ通知し、知的所有権等の帰属並びに発明等に係る出願および登録等につきサンエーと協議のうえ定めるものとする。

- 第25条(紛争処理)

貴社は、個別契約で別段の定めをした場合を除き、サンエーへ納入する目的物に関して、第三者の知的所有権等を侵害していないことを表明し保証する。

  - 貴社は、前項の保証に違反し目的物が第三者の知的所有権等を侵害した場合またはその可能性を認識した場合には、直ちにその内容を書面によりサンエーへ通知するとともに、貴社の責任と負担においてこれを解決する。
  - 目的物に関し、知的所有権等の侵害を理由として、第三者からサンエーまたはサンエーの顧客等に対し差止請求または損害賠償請求その他紛争が生じた場合、サンエーは直ちに貴社へ書面により通知し、貴社は、その解決に協力するとともにサンエーが被った損害並びにサンエーが解決に要した費用を負担する。
  - 前各項の規定は、サンエーの責に帰すべき事由があるときには適用しない。

### 第9章 諸条件

- 第26条(秘密保持)

サンエーおよび貴社は、本契約解除後であっても本契約または個別契約によって知り得た相手方の業務内容または情報(以下総称して「秘密情報」という。)を第三者に漏らすことはできず、または相手方の利益に反するような行為はしてはならないものとする。ただし、法令等に基づき開示が義務付けられる場合および関係当局から要請を受け開示した場合はこの限りでない。

  - 本条に基づく秘密保持義務は、次の各号に定める情報については適用されないものとする。
秘密情報の提供を受ける以前から公知であった情報
秘密情報の提供を受ける以前に自らが所有していた情報